

(廃車・譲渡時のみ)

原動機付自転車・特定原付・小型特殊自動車廃車確約書

令和 年 月 日

以下の事項を確認の上、当該車両【標識番号 】を廃車します。

- 車体は廃棄または譲渡（売却）先が決定している。
令和 年 月 日 [廃棄 ・ 譲渡（売却）] 予定

※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者（車体が使用不可能な場合も含む）に対して課税されるため、4月1日をまたいで廃棄又は再登録をした場合や、譲渡（売却）により登録があった場合は、いずれかの所有者に遡及して課税される場合があります。

- 所有者による届出の場合

以上の内容に相違があったと判明した場合、遡及して課税されても異義ないことを確約いたします。

所有者（自署）
住所

氏名

電話番号

- 代理人による届出の場合

以上の内容に相違があったと判明した場合、遡及して課税されても異義ないことを所有者に確認しております。

代理人（自署）
住所

氏名

電話番号